日本ユース旅行株式会社 国内募集型企画旅行旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5面に定めるところの契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約

第条業主に回版では、 (1)この旅行は、日本ユース旅行株式会社(以下、当社といいます)が企画、募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加される お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。 (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及

び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

旅行のお申込及び契約の成立 (1)お申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2)当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時 点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込 金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申し込みはなかったものとして取 り扱います。

(3)お申込金(お一人様につき)

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>				
旅行代金	1万円未満	1万~3万円未満	3万~5万円未満	
お申込金	全額	5000円	10000円	

(4)募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前項(3)の申込金を受領したときに成立したものとします。

旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって13日前に当たる日よりも前にお支払いいただきます。

旅行代金に含まれるもの

パンフレットに明示された日程の交通費・宿泊費・食事代及び消費税など諸税が含まれています。ただしコースにより一部食事が含まれない場合もあります。 前出諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しは致しません。 (コースに含まれない交通費などの諸費用及び個人的費用は含みません。)

当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させたものの故意又は過失により、お客様に損害を与え たときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に 限ります

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。 [1]天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止[2]運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害[3]運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 [4]官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止[5]自由行動中の事故[6]食中毒 [7]盗難[8]運送機関の遅延、不通、スケジュー ル変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して 通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高15万円まで(当 社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

(1)当社は前項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規定によりお客様が募集型企画旅行参加中に 偶然かつ急激な偶然な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)、後遺症害保証 金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては、 損害保証金(手荷物一個あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

催行中止の場合

お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たない場合は旅行開始の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日より 前に旅行中止のご通知をいたします。最少催行人員が1名コースで出発日の10日前時点で集客人員が0名の場合は、ツアーを催行し ない場合があります。

旅行開始前の解除(当社の解除権)

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能、又は不可能となる恐れが極めて高い時。

(1)お客様は次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただきことにより、旅行契約の解除をすることが出来ます。この場合、すでに収受している旅行代金あるいは申込金から所定の取消料を差し引き払い戻しを致します。また、申込金で取消料がまかなえない 場合は、その差額を申し受けます。

出発の20~8日前	出発の7~2日前	出発日の前日	出発日当日	旅行開始後無連絡不参加
20%	30%	5000円	10000円	100%

(2)なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日といたします。

(3)お客様のご都合で出発日、コース、宿泊ホテルなどの変更、また人員を減少される場合にも上記の取消料が適用されますのでご注 意ください。

(1)旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款の規定により、その変更の内容に応じて1件につき旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約について支払われる変更補償額の学派、旅行代金の15%を上限とします。また1旅行契約についての変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。ただし、変更事由 当社の責任(2)]項の免責事項による場合は、旅程保証の対象となりませんので変更補償金支払いには応じられませんので予めご 了承ください。

個人情報の取り扱いについて

当社及び受託旅行会社は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配および 前出のサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

この旅行条件は平成22年2月1日の日時において有効な各種交通機関などの運賃・料金を基準としております。

その他の旅行条件は当社「募集型企画旅行契約旅行条件書」によります。旅行代金には特に表記のないものについては、消費税・ 諸税が含まれております。

【旅行企画・実施】

日本ユース旅行株式会社

460-0003名古屋市中区錦1-8-18 錦八-モニービル2F 愛知県知事登録旅行業2-625号